

**令和 4 年度**

**地域密着型サービス事業者公募要項**

**令和 4 年 3 月**

**那珂川市 健康福祉部 高齢者支援課**

# 目 次

1. 公募の趣旨	-----	P.2
2. 公募内容	-----	P.2
3. 応募資格	-----	P.2
4. 応募条件	-----	P.3
5. 応募手続き等	-----	P.4
6. 施設整備等補助金について	-----	P.5
7. 選定及び決定	-----	P.6
8. 選定基準	-----	P.6
9. 問い合わせ先	-----	P.6
【施設整備の評価基準】	-----	P.7
【提出書類一覧】	-----	P.8

## 1. 公募の趣旨

那珂川市では、介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、那珂川市第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

本公募は、法令等の趣旨に沿った、より質の高いサービスの提供ができる事業者を選定するために行うものです。

## 2. 公募内容

### (1) 整備内容

サービスの種類	整備数	募集する事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 事業所	1 法人

※ 事業内容については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331004 号等）に従い、十分に精査してください。

### (2) 事業所開設時期

令和 5 年 4 月 1 日（予定）までに開設してください。

※上記予定より早期に開設することは問いません。

## 3. 応募資格

この公募に応募できる者は、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- ①法人(法人の種別は問わない)であること。
- ②今回の整備対象事業の運営を直接行う事業者であること。
- ③介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項各号に該当しないこと。
- ④介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、過去 2 年間に実施された所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ⑤那珂川市暴力団排除条例の規定に抵触していないこと。
- ⑥事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。
- ⑦本事業の実施に必要な建物(土地)を所有している、若しくは事業開始に間に合うよう取得又は賃貸借により確保できること。

## 4. 応募条件

### (1) 土地・建物

- ①事業所を設置しようとする土地は、農地法、農振法、文化財保護法及び都市計画法等の関係法令上支障がなく、事業所建設が可能な土地であること。また、建物・設備についても建築基準法、消防法等の関係法令に適合すること(応募までに許認可等を行う機関等に相談・協議し、支障がなく建設可能であることを確認しておくこと。)
- ②事業所を設置しようとする土地について、本市教育委員会文化振興課に文化財確認願を提出し、回答を得ること。なお、既にある建物を賃借する場合等、新たに事業所を整備しない場合は、必要ではない。

※文化財確認願の様式についてはP. 4の「(2) 提出書類」を参照すること。

- ③事業所を設置しようとする土地及び建物は、原則自己所有若しくは取得が見込まれていること。ただし、長期的に安定した事業運営の継続の確保に必要な相当長期間の賃貸借契約を確保でき、事業の継続性が担保されると認められる場合は、第三者からの賃借でも応募可能とする(社会福祉法人の場合には土地に限り貸与による応募を可能とし、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならぬ。)

※土地を貸与する場合は、事業の存続に必要な期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表1で定める構造又は用途別の住宅用の耐用年数)の地上権又は賃借権を設定し、これを登記しなければならない。

〔応募書類提出段階において応募者が所有権を有しない土地・建物について〕

新たに用地を購入する場合等、応募書類提出段階で、応募者が購入等により土地(既存建物を改築する場合はその建物)を確保する必要はありません。ただし、確約書等により土地(既存建物を改築する場合はその建物)が確保される見込みが確実であることを確認します。なお、確約書等の内容には、「令和4年度那珂川市地域密着型サービス事業者」に採択された場合に売買(賃貸借)契約を締結する」という旨を入れる等、採択されなかった場合にトラブルが発生しないよう留意してください。

- ④整備にあたっては、消防法施行令上、スプリンクラーの整備が義務づけられていない場合でも、建物にスプリンクラーを整備すること。
- ⑤施設整備地の地域住民(居住している住民のほか、自治会等の組織)に対し、事業内容等について説明を行うこと。なお、地域への説明にあたっては「あくまでも高齢者施設整備の応募のための説明であり、施設の整備が確定しているものではない。」ことを十分に説明すること。

### (2) 資金計画

- ①施設整備等に必要な資金の確保が確実であり、償還計画を含めた収支計画が適正であること。
- ②市からの施設整備に伴う補助金は見込まずに計画すること。

### (3) 関係法令等の遵守

事業所の設計、運営計画については、老人福祉法、介護保険法、那珂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令等を遵守してください。

### (4) その他留意事項

- ①本応募の選定により、土地建物上の制限解除や、介護保険法に基づく指定等が保障されるものではないこと。
- ②事業契約の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、市が責任を負うものではないこと。
- ③市からの施設整備に伴う補助金は、「福岡県地域密着型施設等整備補助金」を予定しているが、支給を保障するものではないこと。

## 5. 応募手続き等

### (1) 事業公募スケジュール

公募要項の配布	令和4年5月9日(月)から7月15日(金)まで
質疑受付	令和4年5月9日(月)から6月10日(金)まで
質疑回答	令和4年6月17日(金)
申請受付	令和4年5月9日(月)から7月15日(金)まで
地域密着型サービス事業者選定委員会開催	令和4年7月下旬予定
事業者選定結果通知	令和4年8月上旬予定

※上記日程は、あくまで予定であり変更となることがあります。

### (2) 提出書類

- ①別添の提出書類一覧のとおりとする。

※提出書類については市ホームページ <https://www.city.nakagawa.lg.jp> からダウンロードしてください。

トップページ>くらし・手続き・環境>その他の福祉>介護保険

- ②提出された書類は返却しない。
- ③原則A4版に統一し、図面等は折りたたむこと。
- ④各書類は、提出書類一覧表の順番どおりに並べ、項目ごとに仕切りを1枚挿入してインデックス(項目No.)をつけること(インデックスは直接書類に貼らないこと)。
- ⑤提出は、正本1部、副本7部の合計8部提出すること。なお、副本は正本をコピーしたもので構わない。
- ⑥左側に2穴開けリングファイル又はフラットファイルに綴じること(ホッチキスを使用しないこと)。

### (3) 受付期間

令和4年5月9日(月)から7月15日(金)

午前9時から午後4時(土・日・祝日を除く)

提出時、書類に不備がないか確認するための時間をいただきます。

### (4) 受付場所

那珂川市健康福祉部高齢者支援課介護保険担当(役所本庁舎1階)

応募書類提出前に電話等で連絡の上、直接持参してください。

### (5) 質疑応答

① 応募に関する質疑については書面による提出のみとし、受付期間は令和4年5月9日(月)から6月10日(金)までとする。

② 提出された質疑とそれに対する回答は令和4年6月17日(金)に市ホームページに掲載する。

③ 自らの応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に関する問い合わせは、公募の公平性を期すため受付けない。

### (6) その他

① (2)の提出書類のほか、市が必要と認めたときには別途書類の提出を求める場合がある。

② 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

③ 提出書類に虚偽の事項や重大な不備がある場合、応募は無効とする。

④ 書類の提出後、やむを得ない理由で辞退する場合は、辞退届(別紙1)を提出すること(辞退理由を記入の上、法人名・代表者名・法人印を押印)。決定後の辞退については、必要に応じて関係機関等への説明を行うこと。

## 6. 施設整備等補助金について

(1) 施設整備及び開設準備にあたっては、下記の福岡県地域密着型施設等整備補助金を財源とする市の補助金を活用することができます。

※令和4年度中の着工及び「2.公募内容(2)事業所開設時期」までの開設が条件です。

※他の負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部が負担又は補助される場合は本補助金の対象になりません。

(2) 補助金の交付を受けて整備する場合は、複数の事業者による入札によって施行業者を決定するなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠することになります。具体的には、「那珂川市契約規則」等に基づく入札によって受注業者等を決定してください。

(3) 補助対象事業により取得した土地及び建物等については、補助対象事業の完了後においても、管理者の適切な管理のもと、その効率的な運用を図らなければなりません。

- (4) 市の補助金は、福岡県の補助金を財源としていますので、福岡県の動向によっては、減額、不交付になることもあります。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、本事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

**【福岡県地域密着型施設等整備補助金】**

サービス種類	開設準備補助金
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11,200 千円

**※開設準備補助金の対象経費**

施設の開設準備に必要な開設前 6 か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料です。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除きます。

**7. 選定及び決定**

- (1) 選定は、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション)とします。
- (2) 一次審査は、提出された書類について、応募資格を満たしているか、書類に不備がないかなどの資格要件を審査します。
- (3) 二次審査は、一次審査を通過した応募事業者を対象に実施することとし、提案内容のプレゼンテーション、質疑応答及び提案内容の確認を行います。
- (4) 審査結果に基づき、市が事業者を決定します。
- (5) 審査結果は、応募事業者へ文書にて通知します。
- (6) 採択された整備事業者であっても、指定申請の際に法令等の要件を満たすことができない場合は、指定を行いません。この場合、補助金も交付されませんのでご注意ください。
- (7) 審査結果によっては、いずれの事業者も該当しない場合があります。

**8. 選定基準**

- (1) 別紙「施設整備の評価基準」に基づき地域密着型サービス事業者選定委員会にて審査を行います。
- (2) 全ての基本項目が基準に適合し、評価項目の評価点が総合計の 60 パーセント以上であることが必要です。

**9. 問い合わせ先**

那珂川市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険担当  
 電話：092-953-2211 FAX：092-953-2312  
 E-Mail:kaigo@city-nakagawa.fukuoka.jp

## 【施設整備の評価基準】

基本項目	評価項目
1. 法人の理念・姿勢	(1) 事業運営に関する目的及び運営方針
	(2) 認知症ケアに対する考え方
	(3) 虐待・身体拘束についての考え方
2. 法人運営の透明性・公平性	(1) 事業計画と収支計画の適正化について
3. 事業運営方針	(1) 職員配置計画、人材確保について
	(2) 従業者研修等への取り組みについて
	(3) 協力医療機関等との連携体制
4. 危機管理	(1) 苦情解決体制について
	(2) 緊急時の対応について
	(3) 衛生管理について
	(4) 消防計画及び自衛消防訓練の実施について
	(5) 個人情報の保護について
	(6) 感染症予防及びまん延防止について
5. 地域との連携	(1) 利用者家族間や地域住民との交流について
	(2) 開設に向けた地域住民に対する説明について
6. 施設整備方針	(1) 規模、設備等機能面
7. 総合評価	(1) 総合的観点からの評価



## 【提出書類一覧】

番号	書 類	様 式
1	令和4年度地域密着型サービス事業者公募申請書	
2	事業計画書	様式1
3	施設整備に係る事業費の内訳	様式2
4	施設周辺地図及び各階平面図	様式3
5	現地の写真（建設予定地及び周囲）	任意様式
6	文化財確認願の回答書	
7	開発許可担当課との協議事項	様式4
8	事業者（法人）の沿革	様式5
9	法人登記簿謄本（全部事項証明書かつ履歴事項証明書）	3か月以内に発行されたもの
10	令和4年度収支予算書	
11	過去3年間の決算報告書の写し	会社法人：貸借対照表、損益計算書、財産目録 社会福祉法人：貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録、附属明細表 医療法人：事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、附属明細表、純資産変動計算書
12	過去2年分の指導監査等の結果報告書及びその改善報告書の写し	
13	事業者の国税及び地方税に未納のないことの証明	
14	代表者経歴書	様式6
15	事業予定の土地・建物登記簿謄本 ※貸借の場合は借地・借家契約書（未取得、未契約の場合は売買・借地・借家に関する合意書等）	3か月以内に発行されたもの
16	苦情対応マニュアル	任意様式
17	緊急対応マニュアル	任意様式
18	衛生管理マニュアル	任意様式
19	消防計画書	任意様式
20	地元への説明に関する計画	様式7
21	那珂川市暴力団排除条例に関する誓約書	様式8
22	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式9

※各様式の記入欄については、記載内容に応じ枠を広げるなど加工しても構いません。ただし、見やすさに配慮し加工してください。

※原本の写しを提出する場合は、以下のとおり原本証明をして下さい。

この写は原本と相違ありません。	
令和 年 月 日	
法人名 ○ ○ ○ ○	法人印
代表者名 ○ ○ ○ ○	